び特別第一項

別所得

に、「第十八条の十三の六第四項第二号」を「第十八条の十三の六第五項第二号」に、「第十八条の十三の六第四項第三号」を「第十八条の十三の六第五項第三号」に、「第十八条の十三の六第四項第四号」を「第十八条の十三の六第五項第四号」に、

第十八条の十三の七第五項	
又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項、第五項又は第六項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

を

第十八条の十三の七第六項	
又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項、第五項又は第六項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

に、「第十八条の十三の七第五項第二号」を「第十八条の十三の七第六項第二号」に、「第十八条の十三の七第五項第三号」を「第十八条の十三の七第六項第三号」に、「第十八条の十三の七第五項第五号」を「第十八条の十三の七第六項第五号」に、

第十八条の十三の七第六項第六号	
及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに

を

第十八条の十三の七第六項第六号	
及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
第十八条の二十三の四	
第百四条第一項に規定する第二期	第百四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第二期
法第四十一条の三の四第一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の四第一号
第二期において法第四十一条の三の六第一項	第二期において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第一項
おいて法第四十一条の三の五第一項	おいて特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項

に改める。